

# 新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見

平成 29 年 11 月 24 日  
規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ

## I. はじめに

我が国の農業は、従事者の高齢化や農業所得の減少といった厳しい状況に直面している。農業・農村を活性化するため、農業を産業として持続あるものとすると同時に、農業生産者の所得を増大させることが極めて重要となっている。農業所得の増大に向けた対応として、生産額の増大に関する様々な施策の展開とともに、コストの縮減についても新たな生産方式の導入等による効率化や、農地の集積・集約化等の取組を推進しているところである。

このうち、生産性向上のための取組については、農作物の収穫量を増加し衛生管理や環境制御を行うための高度な生産方式の導入や、人手不足や安全性確保のためのロボット化、収穫用レールやカートの導入、耕土を用いない高設棚等による水耕栽培など、営農形態の多様化が進んでいく。加えて、高付加価値化や国際競争力強化を目指し、GAP認証取得等に要する衛生管理等のための設備の設置も見られるようになってきている。これらにおいては、コンクリート等で地固めした農地利用がでてきているが、現在の農地法においては、農地転用に該当し、農業者の負担となっている。

また、農地の集積・集約化については、目下、農地中間管理機構を軸とする取組が進められており、平成35年度に担い手の利用面積を全体の8割にまで高めるという目標達成に向け更なる対応策が求められているが、相続未登記等の事情で所有者が不明な農地の存在が集積・集約化を困難とする一つの要因となっている。所有者が不明な農地は、全農地の2割に上り、その多くは実態上耕作がなされている中、これらの農地を農地中間管理機構に集めるに当たっては、法定相続人を探索し同意を求める必要があり、集積・集約化の遅延の原因の一つとなっている。

以上に示した問題を克服し、農地の利活用を進めるべく、必要な施策の方向性を以下のとおり取りまとめる。政府においては、これを踏まえ、早急に具体化を進めるべきである。

## II. 対応すべき事項

### 1. 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い

以下の方針で、関係法律を見直し、必要な法案を次期通常国会に提出すべきである。

- (1) コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる植物工場などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。
- (2) 施設を設置しようとする際に、施設を設置しようとする者は、予め農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握する。上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の扱いとなるよう、検討していく。
- (3) 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、(1)と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。

### 2. 相続未登記農地等の農業上の利用の促進

相続未登記等で所有者が不明な農地については、当該農地について固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人に着目して、以下のとおり簡易な手続で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする制度を創設すべきである。このため、関係法律を見直すこととし、必要な

法案を次期通常国会に提出すべきである。

- (1) 所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人は、予め明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合には、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設けることとする。
- (2) (1)の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払うものとする。
- (3) 併せて、農業経営基盤強化促進法に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の5年を超えないものから20年を超えないものに延長する。
- (4) 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みに加え、所有者死亡時の登記を促すための手続簡素化や、徴税部門と登記部門との連携による該当者の早期特定と働きかけなど、効果のある対応策を検討することとする。

農地制度については、以上に示した課題に加え、農地の集積・集約化のための農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関し、農林水産省が検討を進めており、その状況について、今後把握し議論していく。また、これまで改革をすすめてきた、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しについても、その実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価し、これまでリース方式で参入した企業の状況等も踏まえた上で、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年を目途に、更なる改革について検討を進めていくこととする。

以上